

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 |
| 政策の名称 | 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の強化 |
| 担当部局・評価者 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成22年2月16日 |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実にを行うことを可能とし、適正な処理を確保するとともに生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図る。 |
| 内容 | マニフェストを交付した者に対し、交付したマニフェストの写しを一定期間保存することを義務付ける。 |
| 関連条項 | 第12条の3第2項 |
| 必要性 | 現行法においては、排出事業者等が自ら交付したマニフェストの写しの保存は義務付けていないが、排出事業者等が法律で義務付けられている委託先から送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うには、排出事業者等が処理を委託した際に交付したマニフェストの写しが不可欠であるため、マニフェストを交付した排出事業者等にそのマニフェストの写しの保存を義務付けることが必要である。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 排出事業者はその交付したマニフェストの写しを保管する必要がある。なお、これまでも施行規則で保存が義務付けられており、新たに法律で保存義務を設けても、排出事業者等における負担は増加しない。 |
| 行政費用 | 特になし。 |
| その他の費用 | 特になし。 |
| 便益 | 保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、マニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことが可能になり、適正な処理の確保と生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図ることができる。 |

想定される代替案

| | | |
|------|---|---|
| 代替案① | 電子マニフェストの使用義務付け | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 排出事業者、収集運搬業者、最終処分業者と処理に関わるすべての主体において、電子計算機と電子情報処理組織の整備・利用が必要になり、莫大なコストを要する。 |
| | 行政費用 | 電子マニフェストの処理件数が増え、情報処理センターの設備投資及び組織を拡充するためのコストが必要になる。 |
| | その他の費用 | 特になし。 |
| 便 益 | 交付したマニフェストに記載して保存すべき情報がすべて自動的に情報処理センターに保存される。 | |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

排出事業者等が保存したマニフェストの写しとマニフェストの照合により、虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことができ、排出事業者責任の徹底とそれによる不適正処理の未然防止が期待できる。また、不適正処理が行われてしまった場合にも、都道府県知事が行う調査を簡易迅速に行うことが可能となる。零細業者にとって負担の大きい電子マニフェストの義務付けと比較しても、交付したマニフェストの写しの保存を義務付けることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「紙マニフェストの場合には、排出事業者は、運搬又は処分の受託者から送付されたマニフェストの写しについては保存義務があるが、交付したマニフェストについては法律上の保存義務がなく、交付したマニフェストが保存されていなければそれぞれを照合して違反の有無の確認が困難であるため、まずは、排出事業者が交付したマニフェストの保存を義務付けるべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

| 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 | | | |
|---------------------------|--|---|---------|
| 規制の内容 | 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化 | | |
| 担当部局 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp | | |
| 評価実施時期 | 平成22年2月16日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実にを行うことを可能とし、適正な処理を確保するとともに生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図るため、マニフェストを交付した者に対し、交付したマニフェストの写しを一定期間保存することを義務付ける。 | | |
| | 関連条項 | 第12条の3第2項 | |
| 想定される代替案 | 代替案① 電子マニフェストの使用義務付け。 | | |
| | 代替案② | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案①の場合 | 代替案②の場合 |
| (遵守費用) | 排出事業者はその交付したマニフェストの写しを保管する必要がある。なお、これまでも施行規則で保存が義務付けられており、新たに法律で保存義務を設けても、排出事業者等における負担は増加しない。 | 排出事業者、収集運搬業者、最終処分業者と処理に関わるすべての主体において、電子計算機と電子情報処理組織の整備・利用が必要になり、莫大なコストを要する。 | |
| (行政費用) | 特になし。 | 電子マニフェストの処理件数が増え、情報処理センターの設備投資及び組織を拡充するためのコストが必要になる。 | |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 特になし。 | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案①の場合 | 代替案②の場合 |
| | 保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、マニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことが可能になり、適正な処理の確保と生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図ることができる。 | 交付したマニフェストに記載して保存すべき情報がすべて自動的に情報処理センターに保存される。 | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 排出事業者等が保存したマニフェストの写しとマニフェストの照合により、虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことができ、排出事業者責任の徹底とそれによる不適正処理の未然防止が可能となる。零細業者にとって負担の大きい電子マニフェストの義務付けと比較しても、交付したマニフェストの写しの保存を義務付けることが適当である。 | | |
| 有識者の見解その他の関連事項 | 中央環境審議会意見具申（平成22年1月25日）において、「紙マニフェストの場合には、排出事業者は、運搬又は処分の受託者から送付されたマニフェストの写しについては保存義務があるが、交付したマニフェストについては法律上の保存義務がなく、交付したマニフェストが保存されていなければそれぞれを照合して違反の有無の確認が困難であるため、まずは、排出事業者が交付したマニフェストの保存を義務付けるべきである。」とされている。 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。 | | |
| 備考 | | | |